

令 7 長寿社会第 3 7 2 号
令和 7 年(2025 年) 6 月 1 0 日

関係社会福祉施設等の長
各介護保険施設等の長 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

社会福祉施設等における防災対策について

社会福祉施設等における防災対策の推進については、平素から格別の御配慮をいただいております。厚くお礼申し上げます。

さて、例年、梅雨期及び台風期における局地的大雨や集中豪雨により、全国各地で被害が発生しており、過去、本県の社会福祉施設等においても、床上浸水等の大雨による被害が発生しています。

また、激甚化する水災害に対応し、「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、水防法等の一部を改正する法律が施行され、洪水等のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成等が義務付けられたところです。

つきましては、これまでの想定を超えた災害が発生し得るとの観点から、各社会福祉施設等においては、「施設内防災計画」を再度検証し、下記の 1 から 3 を参考に適宜見直しを行った上で、平常時から、風水害や地震・津波等の災害への対応準備や災害発生時を踏まえた業務運営体制の構築を行い、入所者・利用者や職員の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

特に、「施設内防災計画」は、各施設等の立地条件を十分に踏まえて作成することから、関係法令を踏まえ、土砂災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定等について、下記の 4 により、常に最新の情報を把握した上で、見直しを行うようお願いいたします。

また、万一、社会福祉施設等における災害が発生した場合には、速やかに情報提供いただきますようお願いいたします。

記

- 1 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(県厚政課 ホームページ掲載)
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/17760.html>
- 2 「福祉施設等の災害対策取組事例集」(県厚政課ホームページ掲載)
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/40840.pdf>
- 3 「災害教訓事例集」(県防危機管理課ホームページ掲載)
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12600.html>
- 4 「防災・災害情報『防災やまぐち』」(県ホームページ・トップページ掲載)
http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/

山口県長寿社会課
施設班：小八重 083-933-2793
介護保険班：田村 083-933-2774

現在地 [トップページ](#) > [組織で探す](#) > [健康福祉部](#) > [厚政課](#) > [福祉・医療施設防災マニュアル作成指針・福祉・医療施設の防災対策について](#)

福祉・医療施設防災マニュアル作成指針・ 福祉・医療施設の防災対策について

ページ番号：0017760 更新日：2023年5月18日更新

山口県では、福祉・医療施設の「防災マニュアル」の作成や見直しの参考となるよう、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」や「福祉施設等の災害対策取組事例集」を作成しています。

また、国においても平成29年5月に「水防法」「土砂災害防止法」を改正し、市町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設(浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設)の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されるなどの対策が講じられており、「避難確保計画の手引き」など様々な資料を提供しています。

福祉・医療施設の関係者は、災害時の避難体制の強化を図るため、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」等を参考に、施設の立地条件や利用者の状況など地域の実情に応じた、施設内防災計画(防災マニュアル)作成、見直しを行うよう、また、施設の実態に即した実効性の高い訓練を行うよう、対策を講じてください。

「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(山口県)

平成21年7月21日の豪雨災害を踏まえて、「山口県防災会議」の下に「福祉・医療施設災害対策検討委員会」を設置し、福祉・医療施設の「防災マニュアル」の作成や見直しの参考となるよう、「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」を策定いたしました。

※令和5年5月一部改正

- 福祉・医療施設防災マニュアル作成指針 (PDF：2.67MB)
- 令和5年5月_改正の内容 (PDF：99KB)
- 表紙・目次 (PDF：103KB)
- 防災マニュアル指針とは (PDF：247KB)

AI
チャットボットに質問する

- 1 マニュアル作成に当たっての留意事項 (PDF: 196KB)
- 2 平常時の対策 (PDF: 1.43MB)
- 3 災害時の対応 (PDF: 995KB)
- 用語解説・巻末 (PDF: 276KB)
- 作成例 (Excel: 88KB)

「福祉施設等の災害対策取組事例集」 (山口県)

県内の社会福祉施設等が自主的に取り組まれている様々な災害対策を事例集としてまとめました。

今後の取組の参考としてください。

福祉施設等の災害対策取組事例集 (PDF: 7.85MB)

ソフト対策の取組

- 事例(1)土砂災害を想定した避難訓練の実施 (PDF: 2.52MB)
(特別養護老人ホームやすらぎ苑の取組)
- 事例(2)複数の責任者の選任と早期避難の実践 (PDF: 596KB)
(特別養護老人ホーム幸嶺園の取組)
- 事例(3)近隣施設との災害時応援関係の構築 (PDF: 755KB)
(特別養護老人ホーム梅光苑の取組)
- 事例(4)地域との災害時応援関係の構築 (PDF: 431KB)
(特別養護老人ホーム大畠苑の取組)
- 事例(5)非常災害時相互応援協定の締結 (PDF: 177KB)
(周南地区介護老人福祉施設運営懇談会加盟12施設の取組)
- 事例(6)防災活動を段階別に区分したマニュアルの作成 (PDF: 402KB)
(特別養護老人ホームとくぢ苑の取組)

ハード対策の取組

- 事例(7)土砂災害警戒区域から移転した施設の整備 (PDF: 761KB)
(障害者支援施設るりがくえんの取組)
- 事例(8)災害時に備えた緊急用道路の整備 (PDF: 865KB)
(特別養護老人ホーム豊寿苑の取組)

- 事例(9)海岸沿いに立地した施設の高潮対策 (PDF: 1.35MB)
(特別養護老人ホーム伊保荘園の取組)
- 事例(10)市と協働した土砂災害対策 (PDF: 1.22MB)
(知的障害者更生施設第1しょうせい苑の取組)

水防法・土砂災害防止法改正の概要

平成29年5月19日に「水防法」「土砂災害防止法」が改正されました。

市町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設(浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設)の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となります。

詳しくはこちら

- 水防法・土砂法改正パンフレット (PDF: 410KB)
- 土砂法改正パンフレット (PDF: 382KB)

洪水ハザードマップ、土砂災害警戒区域についてはこちら

- 防災やまぐち お役立ち情報 (各種ハザードマップ等) (別ウィンドウ) <外部リンク>
- 洪水浸水想定区域の指定・公表状況について (別ウィンドウ)
- 山口県土砂災害ポータル (別ウィンドウ) <外部リンク>

要配慮者利用施設の浸水・土砂災害対策

国土交通省や内閣府より、洪水・土砂災害等の災害種別ごとの「避難確保計画作成の手引き」など、避難確保計画作成に役立つ情報が紹介されています。

各施設での、今後の取組の参考としてください。

要配慮者利用施設の浸水対策 (別ウィンドウ) <外部リンク>

※避難計画作成の手引き・事例集

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き (洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波) (PDF: 3.23MB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集 (PDF: 43.26MB)

- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル (PDF : 359KB)

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

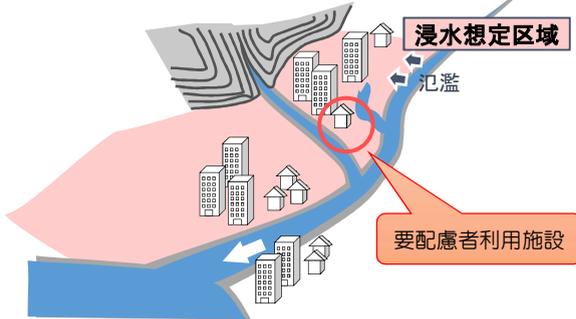
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**

【浸水想定区域】



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

【社会福祉施設】

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

【学校】

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

【医療施設】

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうようにしましょう**。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3

適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ

要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

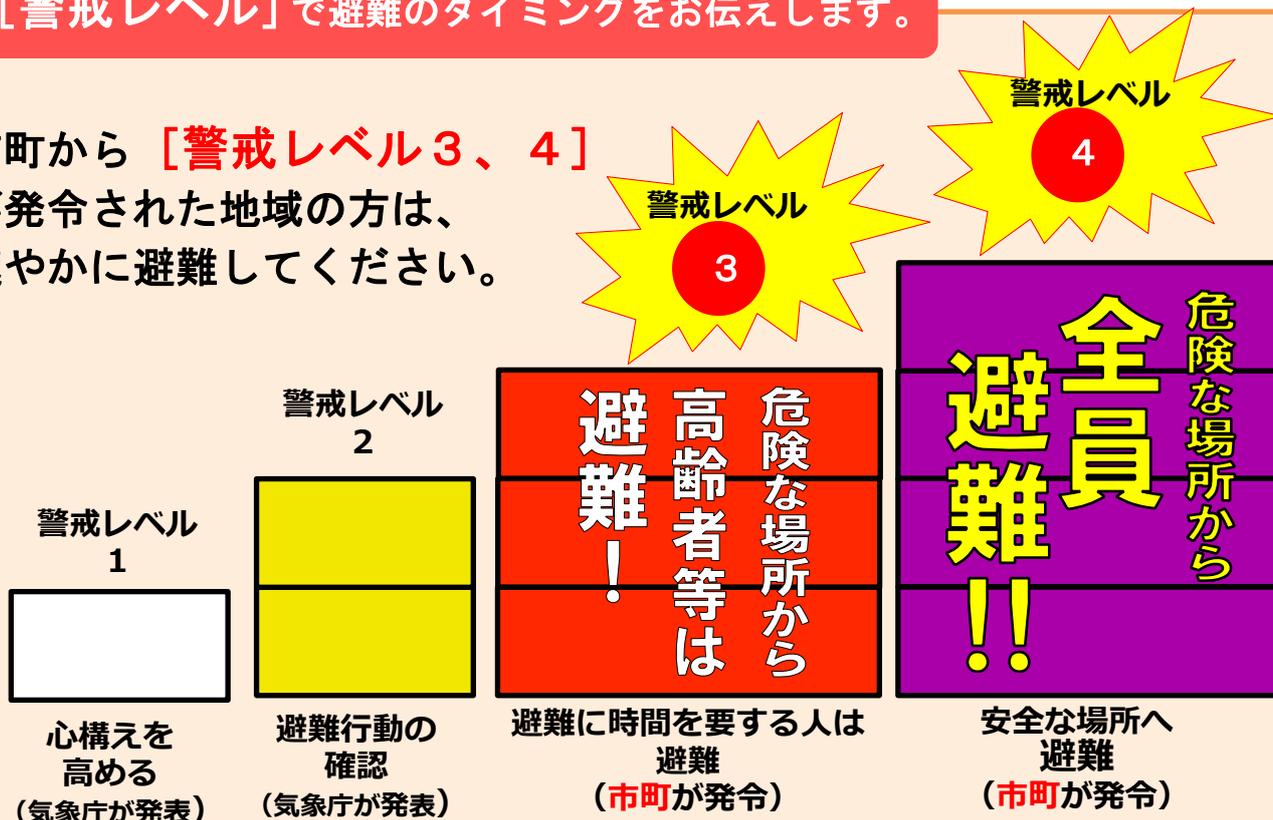
逃げ遅れゼロへ！



警戒レベル 4 で全員避難！

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

市町から [警戒レベル3、4]
が発令された地域の方は、
速やかに避難してください。



5 [警戒レベル5] は (市町が発令) は既に災害が発生している状況です

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます。

警戒
レベル 4

避難勧告の
伝達文例

- こちらは、〇〇市です。
- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに危険な場所から全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、
屋内の高いところに避難してください。

山口県

水害・土砂災害について、市町が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階^{※1}に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル相当情報 (例)
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報^{※2} (市町が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	<u>速やかに危険な場所から避難先へ避難</u> しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)^{※3} (市町が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	<u>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難</u> しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	<u>避難に備え、避難場所や避難経路、避難のタイミング等</u> を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	(国土交通省、気象庁、県が発表) これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。 最新の防災気象情報に注意しましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※2 災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令。

Q&A

質問1) 防災情報は出ているけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自分の命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は**洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■ 詳しく知りたい方は、ホームページをご覧ください。

【県防災危機管理課】

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/a10900bousai/201905170001.html>)

【内閣府】

(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

QRコード(県HP)

